

第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

子育て家庭や地域社会・事業所及び行政機関等が各々の役割を担い、相互の連携をとりながら、一体となって計画を推進し、その実効性を確保するために、以下の体制をとることとします。

1－1 庁内推進体制の確保

関係各課相互の連携を強化し、各種施策の総合的かつ効果的な実現を図っていきます。また、計画の実施状況について、目標達成率の検証や評価分析等を毎年行い、効果的な取組みを図ることとします。その内容については広く市民に公表します。

三郷市児童育成行動 計画行政推進協議会	関係所管課の調整を行うとともに、現年度の状況報告・次年度の計画の 確認、子育て関連施策実施にあたっての課題解決策等の協議を行います。
------------------------	---

1－2 市民等による点検

計画の推進にあたって、市民(公募)、保護者、事業主、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業従事者等から構成される「三郷市子ども・子育て会議」を設置し、実施状況の把握・点検・見直しを行っていきます。

1－3 関係機関との協議

この計画の円滑な遂行には、保健所・児童相談所・警察等の関係機関との密接な連携が必要です。個々の問題についてはもちろん、実施計画の立案や推進に際しても、必要に応じて、これらの機関との協議を行っていきます。

1－4 他自治体・県・国との連携等

他自治体や県と密接に連携して、広域的取組みの必要な事業を推進していきます。また、子どもを巡る諸問題について、他自治体や県と連絡を取り合うことに努め、本計画の深化を図っていきます。

本計画を推進していくにあたっては、県や国の役割も大きな位置を占めています。そこで、必要に応じて、県や国に対して各種の要望をしていきます。